

消 防 予 第 92 号
令 和 2 年 4 月 7 日

特定都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 48 条第 3 項に規定する
臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び
臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について

令和 2 年 4 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 32 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされ、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県が同法第 38 条第 1 項に規定する特定都道府県となりました。

特措法第 48 条第 3 項において、同条第 1 項に規定する臨時の医療施設については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用せず、この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準（以下「臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準」という。）を定めることとされています。

つきましては、臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について、下記のとおりとりまとめましたので通知します。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方

(1) 既存の公共施設、宿泊施設等を活用する場合

ア 当該施設における防火安全性の確保に当たっては、施設の特徴を踏まえ

た防火管理体制等を整備し、既設の消防用設備等を最大限活用することが重要であること。

イ 臨時の医療施設として活用するに当たっては、施設整備の緊急性に鑑み、次の各号に掲げる消防用設備等について、例示する防火管理体制の強化その他の措置が講じられれば、追加的に設置する必要はないものとする。

(ア) 屋内消火栓設備

巡回点検、火気・喫煙管理の徹底、初期消火・通報・避難誘導等に係る責任者の選任及び手順の確認等がなされていること。

(イ) スプリンクラー設備

(ア)に同じ

(ウ) 自動火災報知設備

巡回の強化及び警笛等の携行又は拡声器等の非常警報器具の設置により、火災を早期発見・報知できる体制が整備されていること。

(エ) 火災通報装置

常時消防機関へ通報することのできる電話（携帯電話を含む。）が設置されていること。

(オ) 誘導灯

施設内から直接屋外に通じる出入口に誘導標識又は蓄光式誘導標識が設置されていること。

ウ 上記(ア)、(イ)及び(ウ)の防火管理体制については、消防計画に記載するとともに、火災その他の災害時における応急対応について、施設関係者への徹底を図ること。

(2) 仮設のテントやプレハブを設置する場合

消火器具を適切に設置するとともに、上記(1)イ及びウに準じて運用されたいこと。

2 臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項

特措法第48条第3項は、消防法第17条第1項及び第2項の規定を適用しないこととするものであり、これら以外の規定については引き続き適用されることから、臨時の医療施設の開設に際しては、事前に所在地を管轄する消防機関と相談されたいこと。

(問い合わせ先)

消防庁予防課

担当:千葉、田中、秋山

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533